

〈「基本的人権」論争〉を再考する

——〈権利〉が正義たり得るための条件に照準して——

西 口 正 文*

Revisiting the Argument over “Basic Human Rights”
—Aiming at the Condition That Rights Are Enough to Be Just—

Masafumi NISHIGUCHI

〔序論〕リバタリアニズムの権利概念と基本的人権思想における権利概念

始原の相から説き起こすのがよいだろう。基本的人権思想における権利概念とは、リバタリアニズム主流の権利概念との対質において、峻別され得るのであるだろうか？ いまここに謂うところの「リバタリアニズム主流」とは、ロバート・ノージックに代表されるところの思想である。そこでは、各人の身体の自己所有権を出発点として、その身体の外界自然に向けて働きかけた——労働した——結果として獲得される資源や便益が、当の各人の所有に帰属させられることを正当化する。ここに表示したところの「獲得される資源や便益」が「所有する財産」として（貨幣形態において）量化され得るものとなる。この思想の下で当然視されているのが、それぞれの身体の発揮する労働性能の相違は（労働による成果の相違は）当の身体を持つところのそれぞれのひとにあたいすることだ、という了解の仕方である。この了解の仕方が妥当なのか否か、このことを問題化することは為されてよいし、なされるべきだろう。リバタリアニズム主流はしかし、この問題化を封じてきた。そのことを正当化するのが——問題化の封じ込みを正当化して疑わないのが——、ひとつには、各人の身体は祖先から（より直接には親から）継承した所有物として承認されねばならぬとする思念であり、もうひとつには、ひとそれぞれの身体の発揮する労働性能がそれぞれのひとにとっていわば制御できる事柄なのだとする思い込みである。

さて、基本的人権思想における権利概念の中心に位置づけるのは、私的所有権（財産権）である。この点をまっとうに踏まえての思考地平においては、基本的人権思想における権利概念が、いましがた述べたところの、リバタリアニズム主流の権利概念とは異質のものだと考えることができるのであろうか？ さらには、基本的人権という概念を基にして直接、権利が正義たり得るための条件を抽出することができるのであろうか？ これらが実は、真剣なる尋問にあたいする、というのが小論の始発点に位置づく筆者の問題意識である。

* 人間関係学部 人間関係学科

1960年代末から1970年代はじめの時期に、いましがた述べた問題意識に深く結び合う論争が為されたのであった。小論ではその論争を、考察のためのひとつの、しかし有力な、手がかりにしようと思う。まさにこの論争を通して得られたはずの知見が、管見の限りでは、その後ほとんど深められることなく、むしろ基本的人権概念に向けての問題感覚を鈍化させつつ肯定的な受容が世界大に浸透している。

ここで表わしている筆者の問題意識が軽んじられるべきではないことの理由を、ここではその概略のみ、記しておこう。市民革命の意味する事柄の中心を把握すること、そのこととの関連において記しておこう。前近代的な秩序の（より直接的には封建制下の身分秩序や所有秩序の）桎梏からの解放を要求して市民革命が生み起こされ、新たな社会秩序の方向性が示されるようになったわけであるが、ここに謂うところの新たな社会秩序の方向性の核心は、どこに見て取られるべきであろうか。主要にはジョン・ロックによる理論づけを支えにして、職業労働の自由、取引の自由、概括して営業の自由、これを以って各人が自己の生命保存を図るべく富を（財産を）蓄積し、善き生を追求すること、そのことの自由が各人に平等に承認される、という秩序意識が市民社会での生活に行き渡るようになっていったこと。そしてまた、ここで看過されてならぬのは、まさにこの秩序意識の浸透を支えようとする役割を国家が担った、ということだ。この認識を支えるひとつの見解として、市民革命期の国家と社会秩序形成との緊密な結びつきを論じる芦部信喜による一節を、挙げておこう。

アメリカの人権宣言は……ヴァージニアの権利章典（1776年）の前文にいう政治組織の基礎（basis and foundation of government）であったし、一七八九年のフランス人権宣言も、自然権によって国家を制限するだけでなく、自然権を土台として国家建設することに、その本質的な意味を有するものと考えられた。[芦部 1968: 258-259]

フランス革命とくにジャコバン主義（Jacobinisme）の国家観のように、自由と平等の前提を創設すること——すなわち既存の身分、教育、財産の不平等を除去し、自由と平等の担い手としての人間を教育によって理性的なるものおよび市民に育成し、陶冶すること——を国家の課題と考えるばあいには、国家は自由な人間社会の発展に必要な前提条件とみなされ、人権は国家権力の基礎だと観念される。フランス人権宣言が……「社会と国家を建設するための形成原理」という特質をもっていたのは、一つには、その背景に以上のような国家観があったからであろう。[芦部 1968: 260]

〔本論初めの一步前の節〕 基本的人権カタログ上の中核と周縁

種々の基本的人権を整理して示そうとする際に、「基本的人権カタログ」というかたちで示されることが多い。そのかたちを採ったときには、個々の人権項目がめりはりなく羅列されるのではなく、それらの内でどれが中核に位置づき、どれが周縁に位置づくのか、という点を見定めるのに資する、という長所を持つとも言えるだろう。

中核に位置づくのが、「所有権」とか「財産権」とかである。そしてまた、これに深く強く結びつくところの「勤労の権利」や「職業選択の自由」や（後述するように、問題含みながらも）「営業の自由」や「居住・移転の自由」である。より包括的に表示すると

「自由権的基本権」になるが、これは（そして他の諸人権もまた）「法の下での平等」と一体化されていることを、念のため付け加えておこう。周縁に位置づくのが、「社会権的基本権」（もう少し進めて言うと「労働基本権」や「生存権」）である。

いま挙げた中核に位置づく諸人権と周縁に位置づく諸人権の間には、さまざまな自由権的基本権および参政権や国務請求権（受益権）が規定されることになっている。ここでは以上のことを確認するにとどめておこう。

〔本論 初めの節〕 渡辺洋三 vs. 岡田与好 間の論争——当事者たちの視座から

岡田与好「「営業の自由」と、「独占」および「団結」」（1969年）に端を発する論争が、主として渡辺洋三と岡田与好との間で、さらには堀部政男・今村成和・藤田勇・山之内靖らをも巻き込むかたちで、1969年から1973年にかけて繰り広げられた。直接の論争形態を採って発表されたのは、渡辺洋三による「法学と経済学」(I)・(II) (1969年・1970年) および岡田与好による「職業選択の自由と営業の自由」(1)・(2) (1970年) である。この論争を手がかりにして、〈権利概念の正しさ〉をめぐる探究というところに照準し（その掘り下げをできる限り深めることを筆者としては意図して）、思考を試みてみたい。

この論争を（粗雑におおまかに）輪郭づけるとすれば、基本的人権の持つ歴史的意義と限界を、「営業の自由」（および、それと深くかかわる「職業選択の自由」）の持つ社会科学の含意の検討を素材にして、どのように認識するのが妥当か、これをめぐる論争であった。岡田与好 vs. 渡辺洋三の間での論争と言っても、論点は多岐にわたっており、ここでそのすべてを網羅するわけにはいかない。ここでは筆者の問題関心に引き寄せて、それぞれの主張を採り挙げることにする。

「「営業の自由」と、「独占」および「団結」において岡田与好が主張しようとした内容としてここで採り挙げたいのは、次の五つの事柄である。（ん）自らの従事する職業を各人が決定する自由を——「職業選択の自由」を——持つことと、各人が従事しようと選り採った特定の職業を行なう自由を——「営業の自由」を——持つこととは、識別されることなのであり、前者が基本的人権カタログの中で位置づけを持つからといって後者も必然的にその同じ位置づけが与えられる、ということにはならない。後者はむしろ「公序」public policy として対象化されるべきなのだ。（を）法原理としての「営業の自由」は、「財産権の自由に対応する契約の自由の限界を決定するさいの基準として形成・発展したもの」[岡田与好 1970a: 6] なのだ。（ゑ）市民革命期にひとつの頂点に達する反独占闘争の結果として「営業の自由」の体制が獲得されることになった、という西欧の歴史的事実を紹介するところに、内容の主眼を置いていた。（ろ）「その中心眼目は、『営業の自由』が、本質的には、『自由』な諸個人に対する資本主義社会の社会的強制にほかならないことを、事実在即して明らかにすることにあつた。」[岡田与好 1970b: 14]（わ）「営業の自由」の政策の現代版として、独占禁止法を捉えることができる [岡田与好 1970b: 14]。

この岡田論文に対して渡辺洋三が投げかけた主要な反論は、筆者の問題関心に照らすならば、次の四つほどの論点にまとめられるだろう。（あ）重要なのは、「資本主義の各段階における政策原理や資本の運動論理が基本的人権という法イデオロギーにどのような具体的歴史的内容を与えるかということであつて、人権という法イデオロギーを（無化したう

えてそれを——引用者) 政策原理や資本の運動論理に解消することでない。」[渡辺洋三 1970: 9]。(い) 一方での、資本制下の商品経済の論理と、他方での、人権の論理と、これら双方の関係を統一的に把握するように努めるべきだ。財産権の中に位置づけることのできる「営業の自由」を、人権として把握するように努めるべきなのだ。(う)「現代的人権体系においては、市民的自由と生存権という相互に対立し排斥しあう人権をともに認めている点に特色があるのであり、そのような重大な矛盾をふくむ現代憲法をいかに理解するかが法律学の課題となっている」[渡辺洋三 1970: 9]。(え)「人権は、抽象的な人間一般の権利として構成され、まさにこのように具体的階級関係を抽象した人間一般として構成されることによって資本主義社会では階級的役割をもっている。かくて、基本的人権における『自由』と『自由の制限』をめぐる諸問題は、つねに資本主義の各段階における階級関係(階級闘争)の中で具体的法律問題として提起されてきたのであり、今日においても、かかるものとして争われている。」[渡辺洋三 1970: 11]

両者の間で、「営業の自由」が法体系の中でどのように位置づくのかをめぐる認識の相違がみられるわけだが、さらには、人権という法イデオロギーと資本制社会の構成論理との関係認識のありようにおける相違がみられるわけだが、とはいえしかし、現代システム社会が(渡辺洋三による表現を借りるなら)「市民的自由と生存権という相互に対立し排斥しあう人権をともに認めている点」を“社会科学的には”いかにして把握すべきなのか、この点が重要なのだ、と考えるところでは両者に相違はないのではないだろうか? 岡田は「営業の自由」を、“国家からの自由”という性格付けから切り離せない(彼自身が)思念しているところの人権とは識別されるべき、「公序」として——公共の立場から国民の福利水準を一定以上に確保するための、国家による政策秩序として——捉えるべきだと強調し、そのことが欧米の歴史的事実の中にも見て取られる点に留意を促すのは、人権としての保障によってのみではその生存が危ぶまれることになるひとたちが(いわば必然的に)生み出される点を、察知していたからではないだろうか? これが憶測でないのを、岡田による言辞に探り当てることができる。

自由とか権利とよばれているものが、すべて人権とみなされる必要は全然ないし、むしろ、それらをすべて人権概念のなかに包含させようとするような仕方は、……市民生活における自由と権利の行使が、他人に対する一定の不自由と無権利の強制となる資本主義社会の自由の論理についての追求を麻痺させる役割を果すであろう。[岡田 1970b: 15-16]

「国家から自由な市民」は、市民生活においては、等質な、抽象的な権利主体としてではなく、具体的な生活要求をもって、自己の特殊利害を追求している個人である。市民社会全体の利害と個人の個別利害とは不断の緊張関係にあり個人の自由は社会による一定の制約＝強制下でのみ実存する。国家の経済生活への不介入は、……それ自体、ある財産権の犠牲による他の財産権の保障を、ある特殊利害の犠牲による他の特殊利害の尊重を意味するものであり、それゆえ、それは、自由放任主義という形式における、個人の自由に対するひとつの社会的強制である。[岡田 1970b: 17]

市民生活における個人の自由の実質的保障の内容は、市民社会が諸個人に強制する政策(それ自体階級闘争の一表現)によって規定されるのである。[岡田 1970b: 17]

上に引用した言辞と、前段落で採り挙げた渡辺による（え）での言辞とは、切り離して捉えるのが困難であろう。両者の間で、「人権という法イデオロギー」を問題化する必要があるという認識が共有されていた、と捉えることはできるだろう。とはいえ、謂うところの「人権という法イデオロギー」が正義としての性質を持つのか否かを問題化する課題意識、これが岡田と渡辺それぞれにおいて持たれていたか、という点になると、ともに持たれてはいなかったと推察される。人権の持つ民主主義的で束縛からの解放を指向する側面を、実践的に、もしくは、階級闘争の進展を通して、拡張し充実させていくことが求められる、とする筋道が念頭に置かれていたように推測される。

〔本論 その次の節〕 山之内靖+藤田勇という観察者の視座から示され得た論点

基本的人権の持つ歴史的意義と限界をどのように認識するのが妥当か、をめぐる岡田与好 vs. 渡辺洋三の論争を重要視しつつ、しかしながら両者の間では、洞察されてよいはずの論点が露開されてはいない、という趣旨で論評したのが、山之内靖と藤田勇である。筆者の見るところ、山之内による論評と藤田勇による論評とは、（もちろんそれぞれの独自性を有してはいるのだが、）本質的な問題化においてはかなり共通している。そこで筆者の視座から、（岡田 vs. 渡辺論争には潜在しながら明識化されずに留まっている論点を露開させるべく）提示されていると捉えるところの、山之内・藤田という両者に共通する問題化を、指し示すように試みる。

藤田勇による、下に引用する叙述内容が、注目に値する。

かつての私的所有を根底においた「人権」イデオロギー体系がもはや崩壊している中で、しかもそれにもかかわらず、ブルジョア国家が、すでに現実化した社会主義体制への対抗をも意図しつつ、なお（あらためて）「人権」イデオロギーを掲げざるをえない、という歴史的な社会構成体の命運にかかわる矛盾の深まる中で、新たな人間のあり方を志向する社会階級は、……この社会の生活様式そのものの根本的変革——人間の「社会的解放」——へと連なる国家権力の変革を不可避的にめざさざるをえない反独占の革命的変革運動の思想的表現として、「生存」を根底においた自由と権利の体系を追求する。そこでは、「生存、自由、所有」なる「人権」イデオロギーの論理の内的転換が、その歴史的意味の転換を表現するものとなっている。かれらの生存諸条件、したがってまた新しい社会の生存諸条件が「人権」イデオロギーを固有のものとして生み出すような性格をもたないにもかかわらず、しかもそのことの自覚にもかかわらず、この社会の構造的矛盾と階級対抗の論理は、反独占の革命的変革運動の主体を、新たな「人権」思想の担い手たらしめる。「労働権」、「生存権」等のカテゴリーは、この観点から理解されうる。〔藤田勇 1971: 7〕

上の引用と関連づけて、次に引用する山之内靖による（渡辺洋三を批判する論脈での）叙述が、注目されてよいだろう。

渡辺氏が「公共の福祉と基本的人権」について社会科学の立場において考察しようとしたのであるならば、……それらの法イデオロギーがイデオロギーとして形成されるプロセスを明

らかにし、かつイデオロギーとして物質的生活過程に対していかなる役割と機能を果たすかを客観的に解明すべきであった。つまり、イデオロギー論の社会科学的展開をふまえたうえで、イデオロギーの特定の形態の客観的役割りを分析すべきであった。[山之内靖 1971b: 21]

いま引用した二通りの叙述内容を、さらに凝縮することになっている表現だ、と解釈し得るものとして留意にあたいるのが、山之内による次の言明である。「わが国における社会科学の研究が……経済学批判の前提としての法哲学批判にまで立ち戻らなくを得なくなっているという事実は、実は日本におけるマルクス主義の方法レベルにおける展開が、これまで法哲学批判という重大な問題領域を欠落させたままに過ぎてきたことを、裏返しに表現しているのではないだろうか。」[山之内靖 1971a: 11]

こうした言明に触発されることを経て、我々としては次の認識へと歩を進めることができるだろう。即ち、資本の運動法則として統御能を発揮する価値法則を解明すること——法哲学批判と切り結ぶことのない経済学批判——を以って、人権思想を解明するための必要十分条件を獲得できることだ、というふうに見做し済みますのでは、依然として人権思想が正当化されてしまう環から逃れられない。そのような環から脱するために必須となるのは、人権思想がその身に帯びているイデオロギー性を——近代・現代のシステム社会に生きるひとの“健全な”思考や感覚や情意を取り込みつつ、人権思想が正当化されることになる、その機制を——、解明することだ、という認識へ。

〔本論 さらにその次の節〕 基本的人権保障のために国家の果たす役割

山之内の慧眼は、基本的人権論に関与する多くの論者が疑うことを要しない前提として取り扱うところの、「国家からの自由」（という指向性を基本的人権の内容が帯びている）という事柄の内実にも及ぶことになる。その慧眼を養うに際しての素材がカール・マルクス「ユダヤ人問題によせて」・「ヘーゲル国法論批判」なのであった。殊のほか重要な論点を提示していると思われる山之内の所見を、いくつか挙げておこう。

基本的人権という法イデオロギーは、「国家の観念主義の完成」と「市民社会の物質主義の完成」という近代社会に特有の二元論——すなわち観念論と唯物論の、精神と肉体の、二元的対立——の所産である。だから基本的人権概念の近代的形態は、一見すると国家から自由な諸個人の抽象的絶対性を保障しているようにみえながら、その実は市民社会の物質主義を抜きにしては存立しえない相対的存在にすぎないのである。……/そうした意味において、基本的人権概念は、実は市民の側にある権利であるようであり、現実には国家権力の根源に位置しているものなのである。だから、ここで見落してはならないのは、基本的人権に含まれている個人的自由という思想が、……思想運動を通して大衆の意識にまで浸透してゆきながら、共同体的平等倫理を解体させつつ商品経済的個人主義倫理を定着させていったということにほかならない。商品経済的個人主義の倫理が経済的土台構造を担う一人一人の人間の行動原理とならねばならないこと、市民革命期における人権宣言は、正にこのことを新社会の革命的原理として明らかにしたのである。[山之内 1973: 158]

〈「基本的人権」論争〉を再考する

基本的人権概念のうちに含まれる国家からの自由なるものが、その自然法的外皮にもかかわらず、実は国家からの絶対的自由を意味するものではなく、抵抗権を本質的内容とするといながらも、限られた歴史的条件のうちにおいてそうであるに他ならないことが明らかとなるであろう。近代市民社会における国家と人権の関係は、国家が常に市民との契約を確証しつづけなければならないという意味において制約されていると同様に、ブルジョア的規定を与えられた人権以外の人権は認められないという意味において、人権の側もまた、国家によって保証されつづけなければならないようなものなのである。[山之内 1973: 157]

これらの所見に触発されつつ、基本的人権概念の根底に位置づく規範が倫理意識としての個人主義であり、個人主義に依拠して獲得する所有の（＝私的所有の）正義であること¹⁾、そのことを我々は見出すことができるであろう。

〔本論 本格的展開の節①〕基本的人権思想と人間解放思想

〔序〕において引用した芦部信喜の見解（２頁）を想起されたい。その見解に深く結びつき、さらに後の議論にも関連する留意点として、次のことを挙げておこう。基本的人権思想とはけっして国家からの自由を確保するという目的によって貫かれているのではなくて、むしろ新たな市民社会の秩序を、いわば公法の水準で——国家権力の直接作動を手段として——基礎づけるための働きを担うものであったのだということ。したがって、差別や抑圧という、社会関係上の不当な力の行使、これを廃そうとする（こう言ってよければ）人間解放思想と、基本的人権思想とを、混同させることを戒めねばならない。この点で想起されてよいのは、基本的人権思想への学知的接近態度を示す、高柳信一による次のような問題意識の表明である。「基本的人権を人間の野蛮ないし無知のゆえに抑圧されていた自由が歴史の進展とともに回復ないし増大（ときに飛躍的に）したとみる数量的理解を却けて、これを各歴史社会の権力の性質・機能との関係において構造的に把握しよう」[高柳 1968: 95]。市民革命後の（政治的）国家の、そして市民社会の、秩序のあるべき姿・形こそが基本的人権として立ち現われることになったわけだ。その核をなすのが私的所有権（財産権）なのであった。これに関しても、高柳による慧眼を援用しておこう。

基本的人権の理念は、近代という一歴史社会における・国家の権力と個人の自由の関係を支配する原則をもっとも本質集中的に表現する理念である。[高柳 1968: 12]

ブルジョアジーが真に所有権の自由を確立しようとするならば、それは絶対王政という政治体制を廃棄するよりほかなかった。かれらは市民革命によってそれを遂行し、革命の綱領でありまた革命勝利後にそれを確認したものとたる権利章典において「所有権の自由」を中心とする商品生産流通の自由のより完全にして普遍的な保障を要求したのである。近代のあらゆる人権宣言の先駆をなすといわれるヴァージニアの権利章典（1776年）は、人の奪うことのできない生得の権利として、まず第一に「財産を取得所有する権利」を掲げている（一項）。フランス革命の人権宣言（一七八九年）も、所有権を「神聖不可侵の権利」と謳い（第一七条）、また、「所有権」の「保全」をもって、自由、安全および王制への抵抗の諸権利の保全とともに「あらゆる政治的団結の目的」としている（第二条）。[高柳 1968: 56]

このようにして何よりもまず重要視される私的所有権（財産権）に依拠して，“自由で平等な”とみなされる市民たちは生命の保全および善き生の追求という目的の実現に向けて、営業に従事することになる。観念の相では“自由で平等な”市民たちにとっての権利であるところの、自由な営業，まさにその結果として不可避的に出来るのは、岡田与好の述べる次のような事態であるだろう。すなわち、「市民生活における自由と権利の行使が、他人に対する一定の不自由と無権利の強制となる資本主義社会の自由の論理についての追求」〔岡田 1970: 15-16〕という事態。この結果をもたらす所以に立ち入ろうとするに際してもまた、われわれにとって注目にあたいする言明が、高柳信一によって示されている。

「人」一般の普遍的（＝超階級的）自由と平等を保障するとは、そもそも、いかなる意味をもつものであろうか。……（中略）……平等とは、身分にかかわらず、能力に応じて扱われることであり、自由とは能力ある者がその能力を発揮する機会をあたえられることである。……（中略）……能力あるものを能力あるものとして、無能を無能として扱うのが平等であり、また自由であるのである。ブルジョアジーの主張する平等とは、「平等でない個人の天分と、したがってまた不平等な給付能力」を、「自然的特権」として承認することである。かれらのいわゆる自由は、かかる「天分」や「能力」が事実の世界において支配すること、しかも他に邪魔されないで存分に（自由に）支配することを承認することにほかならない。〔高柳 1968: 109-110〕

差異ある能力を自然的権利とみなしたうえで、その能力による行為遂行成果の如何によって、“事実の世界”での有利な/不利な処遇のありようが正当化される——能力主義が正当化される——という事態。こうした事態のもたらされる機序が、この高柳の言明において、剔抉されている。

〔本論 本格的展開の節⑧〕 基本的人権思想とロールズ流正義の原理との対比

芦部や高柳を援用しつつ進めた叙上の考察から既に窺い知られるように、基本的人権思想における権利概念とリバタリアニズム主流の権利概念とは——概念としての質において——異質のものだと見るわけには、到底いかない。そのことを、ここでもうひとつの側面から補強しておこう。周知の、ジョン・ロールズによる正義の二原理に謂うところのまさに第一原理と第二原理との整合的理解可能性をめぐる異議提起が、想起されてよいだろう。

第一原理：各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといっても〔無制限なものではなく〕すべての人の自由の同様〔に広範〕な体系と両立可能なものでなければならない。他者の自由を侵害しない範囲で、すべてのひとに分配されなければならない。

第二原理：社会的・経済的な不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。(a)そうした不平等が、正義にかんたった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇

〈「基本的人権」論争〉を再考する

な人びとの最大の便益に資するように。(b)公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する〔ものだけに不平等がとどまる〕ように。[邦訳 (2010年版) 402-403頁]

基本的人権思想における権利概念に照らせば第一原理のみで片づけてよいところを、ここでは第二原理によって補足されるべきこと、そのことが明示されているわけである。何故か。むろん、リバタリアニズム主流との相違を重要視するがゆえなのだ。ロールズはここで彼なりの分配的正義の在り方を、提示しているわけである。通常、「格差原理」*difference principle* と呼ばれる分配の帰結様態を——第一原理の方に優先性を認めながらも、それを補足する役割を果たす分配範型を——、第二原理として表現しているのだ。

ロールズの意図するところを把握するために、あらためてリバタリアニズム主流の権利概念に立ち返って、確認し直すことにしよう。ロバート・ノージックはその主著の中で、岡田与好流の表現では「市民生活における自由と権利の行使が、他人に対する一定の不自由と無権利の強制となる」ことを、各人の〈権利〉にとっての道徳性（という規範の根底に位置づくべき性質）を帯びて不可侵の扱いを受けるべきことだ、と主張していた [ノージック, R.: 43-56]。つまりこうである。各人にとっての権利行使の過程においては必然的に相剋様態が生じるが、その相剋様態に向けていわば“公共性”の観点から制御作用を加えることは、特定のひと（たち）の権利を他のひと（たち）の権利に比して優越させることであり、当の特定のひとたちによって（当の）他のひとたちが奴隷化されることを意味する。こうした事態は、平等な権利の主体としての各人にとっての善き生の追求という自由を蹂躪する道徳的な悪にほかならないのだ。“分配的正義を実現するために”と称して、市民生活における各人の自由と権利の行使のありように制御を働かせようとすることは、謂うところの分配的正義よりも基層に位置づくべき道徳性を——規範の根底を——侵す行為なのだ、というふうに論じられるのであった。自由で平等な権利行使の結果としてもたらされるであろう、こうした有利／不利の様態のことを、ノージックは付随制約 *side constraints* という表現を以って正当化したわけだ。

上記の、リバタリアニズム主流の権利概念を、ロールズは受容しようとはしなかった。平等な権利が各人にとって保障されているとはいっても、市民生活の中でその権利を行使するに際して発揮する力もしくはエネルギーがそれぞれのひとによって相違することを、看過するわけにはいかなかった。その相違には、それぞれのひとにとって制御しようのない、いわば〈運〉*luck* が介在するという点に、無感覚であることができなかった [ロールズ, J. 1971. chap. 2]。いまここに述べた限りで考えるならば、正義構想をロールズは、運の平等論者としての方向で突き進める可能性もあるようにも、思われるだろう。しかしながら彼の倫理思想の基層にはリベラリズムが、もしくはリベラルデモクラシーが、抜け難く根付いていた。それが主著の第三章「原初状態 *the original position*」の展開に立ち現われることになる。

原初状態における社会契約を構想するにあたってロールズは、契約内容を取り決めるために参集する当事者たちに（賢明にも、）「無知のヴェール」を被せたのであった。当事者それぞれが自由で平等な権利主体だとして、それぞれの発揮し得る力やエネルギーが如何様であるかについて知り得ぬ状態を仮想的に前提条件としたわけである。この前提条件に

いわば純粋に依拠するならば、対等な初期条件だけでなく、市民生活における権利行使の相剋過程を経過したのちにおいて、各人の善き生の到達様態の公正な平等化を——権利行使能力の相違とは識別できるとみなせるところの、責任の果たし方の相違についてはそれを、善き生の到達様態の上での差異として組み込む、という意味で公正なる平等化を——図る可能性もまた、あったこと、このことを思考の射程外に葬ることはできないであろう。しかしながらロールズは、三つ前の段落に掲げた、第一原理+第二原理、ただし、第一原理が優先する、というふうに正義原理を立ち上げるのを選び取ったのだ。

さあ、ここが考えどころだ！ 権利行使上の能力差が歴然と出来るのを承知の上で、しかも、優先序列に劣る第二原理の中には、解釈上の曖昧さが含まれるのを避けられない「格差原理」というかたちを持ち込んで、表現することで着着させたロールズの規範思考の質とは、どうであったのか？ その規範思考の質に向けては弱点を指摘することができるだろう。第一原理を峻厳に優先すべきだとする立場からは、そもそも第二原理による、結果様態における平等化を図る調整は、各人の持つ権利の根底を——権原を——傷つけることとして捉えられることになる。第一原理の優先度合を弱めて、結果様態における平等化を重視する度合いを強める立場からは、一方での、“それでもやはり”社会システムとして富の生産性を向上させる（という社会的要請の）ための方針を設定すること、他方での、最も不遇な者の獲得する富の量を最大化させて善き生存のために十分な福利水準を保障するための方針——格差の在り方を定めるための方針——を設定することと、これら両方の面からの設定を調和させることの困難に悩むことになる。ロールズ流の原初状態での契約当事者たちにとっても、リベラルデモクラシーが根強く染みついている限り、この悩みは解消され難いだろう。要するに、正義の二原理をいかにして適用するかをめぐっては、解決され難い難題が待ち構えている。

原初状態にあってもそこでの契約当事者たちが、もし仮に自分自身が有能であるとして、その有能さを最大限發揮しようとする気構えを持てるようになるためには、格差度合いを強める必要があって、そうすることが、結果様態として、最も不遇なひとたちの福利水準を最大限高めることになる、というふうに考え、その考え方を以っての合意が（当の契約当事者たちの間で）成立する、という事態が十分に想定できる。いわば潜在意識として当事者たちの保持する利己主義的精神性が強くあればあるほど、想定できるであろう²⁾。

〔本論 本格的展開の節③〕左派リバタリアニズムの立場からの〈権利義務関係をめぐる正義〉の構想

ここまでの論考によって、リバタリアニズム主流の権利概念にとどまらず、基本的人権思想における権利概念にあっても、さらにはジョン・ロールズによる正義の二原理に体现される権利概念にあっても、〈権利義務関係をめぐる正義〉をまっとうには構想し得ないことを見出すことができた。ここに到って我々は、正義としての内実に向って迫ることのできるような権利義務関係の在り方へと向かい立つために、思考の質を転回させる必要がある。

この必要性意識に応じてくれそうな知見を、我々は左派リバタリアニズムに——その可

能性の中心に——探り求められるのではないだろうか。ここでは、その探求の第一歩を示すべく試みよう。参照するのは、まず、ヒレル・スタイナー『権利論』(Hillel Steiner, (1994) *An Essay on Rights*) であり、次いで、スタイナー『権利論』への読解を表示している井上彰「正義論としてのリバタリアニズム」(2008年)である。

㊦各人のもつ権利についての敵対相剋状況を回避するための権利義務関係

スタイナーによって以下のように論じられるところの含意について、考えてみよう。

- (i) 権利には義務が対応し、
- (ii) 絶対的に共存可能な権利には絶対的に共存可能な義務が対応し、
- (iii) そのような義務の場合、義務の保有者は、服を着た自由 *his vested liberties* (他者からの侵害を防ぐための備えを持った自由、すなわち、保護された自由《——引用者による補註》) だけを行使することが必要であり、
- (iv) 服を着た自由の場合、他人には無介入義務があるので、権利が絶対的に共存可能な場合、義務の保有者には、権利がある——すなわち(義務の保有者の)服を着た自由を守る周辺部を構成する(他人の)無介入義務に対応する権利がある——ということになる。もし義務の保有者になんの権利もないとなれば、その人の自由はすべて裸の自由であり *whose liberties are all naked*, その人の義務はお互いに共存不可能になったり、他人の義務と共存不可能になったりする可能性がある。³⁾[Steiner, H. 1994: 89-90/(邦訳) 2016年, 152頁]

ここに掲げたスタイナーによる叙述の含意は無理なく受容されるだろう。一方では各人にとっての権利が保障されると規定し、他方では、各人の権利行使の場における敵対相剋という状況が許容される、という条件のもとでは、権利行使が実的に保障され実現できる者と、そうでない者、という分化が生じる。これをまっとうに踏まえて敵対相剋状況を脱するには、思考の転回が求められる。つまり、あるひとの権利を保障し実現させるに際しては、他のひとたちがそのことを保護する義務が伴わねばならない、ということ。このことを井上彰は次のように表現している。「〈保護された自由〉とは、別の行為によって妨害されないような不可侵領域が絶対的に保護される場合にのみ成立する自由を意味するもので、自由の領域が二つ以上の行為に対して排他的でないような〈裸の自由〉(*naked liberties*) と対比されるものである。」「確実に〈責務を果たす自由〉があるばあい、すなわち確実に義務を果たすことができるケースは、相互排他的な複数の行為を許容してしまう〈裸の自由〉ではなく、不可侵性を兼ね備えた〈保護された自由〉をもつ場合に限られてくるのがわかる。」[井上彰 2008: 233-234]

いま述べた事柄と深く関連させる形で、スタイナーは次のように説明している。

人の(服を着た自由の)領域を構成する権利は、容易に所有権として考えられる——すなわちそれは、物理的対象に対する(時間指定的な)権利である。人の領域は所有権によって構成され、人々の領域が互いに絶対的に共存可能な場合、すべての人の権利が、他のすべての人の権利と排他的になるように境界付けられている。——これを私たちは、二人の人が同一

の物理的対象に対する権利を同時にもつことはないという意味だと理解しておけばよいだろう。そしてそのような所有権によって構成された領域を、「所有権に基づいた領域」と呼ぶことにしよう。[Steiner, H. 1994: 91/(邦訳) 2016年, 154-155頁]

上記スタイナーによる論の運びに対する井上の解釈を、ここでもまた、掲げておこう。「権利は内包的にではなく外延的に定義されるものだとする議論である。この議論の背景には、別の行為によって妨害されない行為が、内包的説明 (intensional descriptions) によって同定される行為タイプではなく、時空制約的な行為の説明、すなわち外延的説明 (extensional descriptions) によって特定される行為トークンでなければならない、という行為論がある。……時空制約的な行為のスポット的説明を伴うような行為が妨げられているということは、より具体的にはどういうことを意味するのか。それは、そうした外延的説明によって同定される物理的構成要素の (少なくともその一部の) 支配・コントロールが、他者の行為によって妨害されているということではないか——スタイナーはそう考える。彼はそれを根拠に、行為の自由が、その行為の履行のために求められるすべての物理的構成要素の実際の所有、もしくは可能世界における所有を意味する仮定法的 (subjunctive) 所有と同義だと主張する。……自由の確定的周域を担保する権利は、おのずと (自由な行為のために必要とされる) 物理的構成要素に対する所有権と同義のものだとされる」。[井上彰 2008: 234]

こうしてみてきたところから察知されるように、左派リバタリアニズムにおける権利概念は、ひとにとっての価値財の生産-流通-消費が資本制下で為される場合には齎されないであろうところの所有権、これに基盤を据えようとしている。このような基盤へと接近するには、さらなる思索を必要とするであろう。その思索を次に採り挙げることにする。

⑤ 原初的権利と歴史的権原

前項④で述べたところから既に知られるように、リバタリアニズムの主流 (= 右派) も反主流 (= 左派) も共に各人にとっての所有権を起点にして考え始めようとしていた。いわば「自己所有権」が起点であったわけだ。とはいえ、「自己所有権」の内実が決定的に異なる。主流はこの自己所有権の生じる所以を、当人の「労働成果」に帰着させることに徹した。この労働成果の相違を根拠にして付随制約 side constraints の生起が正当化されたわけである。いまだ誰の所有権にも帰属していない世界資源に (自然界に) 働きかけて“正当に”獲得し得た事物は——財は——、当の働きかけ=労働の主体の所有し得る、というよりもむしろ所有すべき、ところのものになる。これが、この立場にとっての「獲得の正義」であって、その後それぞれの一の間での自発的意思の合意によって財の移転が——交換や譲渡が——なされ得る (= 「移転の正義」)。看過されてならない正義の在り方としてここに付け加える必要があるのは、「矯正の正義」である。これは、妥当性を欠く獲得および妥当性を欠く移転が起こった場合に、それらを矯正するための正義の位相だ。いましがた述べたことの全体が、右派にとっての「歴史的権原の構想」を組み立てることになる [Nozick, R. 1974: 150-155, 30-35/(邦訳) 1994年, 255-263頁, 47-56頁]。

ここで補われるべきことがある。それは、「獲得の正義」の局面でジョン・ロックによって——リバタリアニズムの理論上の祖ともいうべき・ほかならぬロックによって——

示された「(ロック的) 但し書き」である。すなわち、労働による財の獲得という局面において、当人以外のどのひとにとっても「同様な質の財を充分なだけ」獲得できるように、資源を残しておかねばならない、という中身のものだ [ジョン・ロック, 1690→1968年, 第5章, 第31節, 36-37頁]。この但し書きをノージックは(ということは、リバタリアニズム主流は) 忠実に受け留めることをせず、むしろかの付随制約を正当化し、資本制下の生産力向上を以って、獲得の正義の局面での劣位に置かれる者の生も保全され得ることになるだろう、というふう処理されるに到る。

手短に敷衍しておこう。無主物であった世界資源の大半を、当の資源を素材にして生産手段として、それも生産力の向上に結びつくかたち的手段として、活用する能力において優れた少数の者が所有するならば、その場合は、(いままさに意識に挙げているところの) 能力に劣る者たちがそれぞれに世界資源をロック的但し書き条件を忠実に満たすかたちで所有することになる情況に比して、はるかに望ましいものになるはずだ。ノージックはこう主張する。望ましくなるとなぜ言えるのか。彼の想定している、資本制生産を基軸にして構築される社会システムにおいて、有能な者たちの所有する生産手段が高度に備給され、彼らによって、有能さを欠く者たちの供給する労働力が必要に応じて買い取られ、生産の発展が継続的に実現する。こうして実現する社会システムの在り方は、有能な者たちにとってのみならず、有能さを欠く者たち——とはいえ、所定のシステムの中で労働力を供給することができる者たち、という制限がつきまとうのであり、この制限の持つ殊のほか重要な含意が、見落とされてはならないのであるが——にとってもまた、個々の者が限定された資源を所有し小生産者として自立するような社会システムの在り方よりも、はるかに豊かな・福利水準の高い様態になるはずだ。大要としてこのように描き出せるような資本制社会システムを、ノージックは“自由な社会”の理想的な姿として示そうとしていた [Nozick, R. 1974: 174-182/(邦訳) 1994年, 296-306頁]。

ノージック流のこの思考の運び方に対比して、左派は次の点で決定的に相違する。すなわち、(既に前項⑥で述べたところから知られるように、) 付随制約の生起を阻止するために各人の働きかけ得る世界資源の範囲や量・質に制限を設け、獲得した財の保有・蓄積の度合いに制限を設ける、ということが必要だと考える。このことにとどまらずさらに重大なのは、各人にとってのいわば「原初的な権利(所有権)」の在り方をめぐる正義へ向けて、敏感たろうとする。つまり、一般に労働能力と呼ばれ対象視される力(・エネルギー)を各人が獲得したわけではないこと——さらに一步掘り下げるならば、各人の身体を当の各人が獲得したわけではないこと——をめぐって、正義思考を働かせようとする [Steiner, H. 1994: 224-248/(邦訳) 2016年, 351-388頁]。これは端的に言えば、メリトクラシーを(部分的にではなくて)全面的に廃棄するということだ。この理路からは、獲得の正義に依拠してまさに妥当性を帯びて獲得される財の質と量について、平等化が図られることになるだろう。各人の生にとっての必要という観点からの調整が加えられることになりはしても。

「矯正の正義」という観点からの制裁にも言及する必要がある。これも平等化という原理のなかで対処可能な事柄になるだろう。この制裁の重点の置き方はむしろ、制御可能であるがゆえに果たし得た責任を、果たさなかったこと、そのことへ向けてのいわば「応報的正義」という観点からの対処の方に、重点が移行するだろう。

上述の主張に対して、ここで起こり得る反論を想定してみよう。各人の身体が、そしてまた各人の労働能力が、そのすべてにわたって当人による獲得成果であるとは言えないにしても、生得的な能力・資質とは区別できるところの、まさに当人の獲得する能力や身体という部面があるではないか。その部面に向けてはメリトクラシーを適用することの方が正義に適うのだ、というふうに論陣を張ろうとする、そういう反論のことを。これはなかなか手強い反論なのかもしれない。とはいえ、これへの対処にあたって次の点への留意を促さねばならない。生得的な能力・資質と獲得された能力・資質を峻別しようとしても無理が生じること。この両者は一体化し切り離されないものだろう。もちろん、みずから新たに獲得し得たように感得できる能力切片のようなものがあるのを認めてよい。それを自ら感じ愉しめば充分なのであって、社会システムのありようとして、そして社会の基本構造のありようとしてまで、能力の伸びしろ分に対する報酬を（錯認を伴いつつの報酬を）与えようとする必要はない。

こうした思考の筋道を経て、原初的権利（所有権）の平等が正義に適う。そのように導出するのが、妥当である。そして次に、「獲得の正義」と「移転の正義」を結合させて想定できるところの歴史的権原については、各人にとって権利の妨害される度合いが同等に限りなく少ない結果様態に立ち到っていること、そのことを妥当な歴史的権原と捉え、正義に適うと解することになる [Steiner, H. 1994: 226/(邦訳) 2016年, 354-355頁]。

④共同性を帯びた動機づけを介する自己所有権の捉え直し

左派リバタリアニズムの立場からの議論の組み立て方に学びつつ、資源や財の分配をめぐる正義の在り方という主題に照準して試みてきた論建では、いわば理想理論の構築を志向するものであった。現に生きているこの世界が——このシステム社会が——深刻な非理想状態にあることが、こうした論建での必要性意識を喚起するよう思われる。経験科学的な処方箋を描き出すことは、この論考の目的とするところではない。その目的に照らすならばむしろここでは、資源や財の分配をめぐる正義の実現へ向けて遠望するという観点から、未来社会構想のために必要だと思われる動機づけの在り方に関して、手短かに言及しておきたい。かのジョン・ロールズにあってさえも、個人にとっての自己利益を重要視する正義原理への傾き方から抜け出していなかったのだが、それ故にまた、共同性を帯びた善や正への動機づけ *the communal motivation* を——エートスの形成を——明確に打ち出すことには欠けていたのだが、ほかならぬ個人にとっての「保護された権利」を——完全性を帯びた権利-義務としての自己所有権を——十全に保障するためには、この「共同性を帯びた善や正への動機づけ」が、未来の公正な社会を構築するに際して、真っ先に必要不可欠になるだろう、と結論づけておこう。

〔補充〕リバタリアニズム主流の権原構想へのひとつの修正事例

- 基本的人権思想がリバタリアニズム主流の権利概念と異質でないことの傍証
- むきだしの自己所有権と生存権との森村進による調停の試み

ロバート・ノージックの権原構想に関する前述の論脈（13頁）を想起するならば、リバタリアニズム主流の権利概念が単純に弱肉強食の思想に——たとえば“狼生きろ！ 豚は

死ね！”流の切り捌き方に——終始していたわけではなく、労働力を提供し得るという必要条件を備えたひとに対して可能な限り、その福利水準を向上させることをもまた望ましく考えていたのを、知ることができるだろう。この論脈からは、今日、世界大に浸透している基本的人権思想と、リバタリアニズム主流の権利概念とが、異質なのではなく、むしろ円滑につながるのではないかとする仮説を立てられるように思われる。そのことを傍証するという意味を込めて、ここでは森村進による「多元主義的リバタリアニズム」という提唱を採り挙げる。

この国におけるリバタリアニズム主流の主唱者のひとりとみなしてよいであろう森村進は、その著『リバタリアンはこう考える』（2013年）の中で、各人にとっての生存権保障——ひととしての善き生（善き福利水準）たり得るための閾値を下回らぬ（その限りでの“十分性”を確保した）生存様態を保障すること——と、各人にとっての自己所有権保障とを、価値多様性（多元性）の立場を採ることを通じて調停し両立させることは可能であり、両立させる方向でのリバタリアニズムという規範理論の構築も不可能なわけではない、という趣旨のことを論じていた [73-76頁]⁴⁾。この趣旨の限りにおいてでは、既にノージックの構想の中にも、見出そうと努めれば不可能なのではなかった、と言えるかもしれない。しかしながら、ノージックにはなくて森村においてこそ見出せる事柄がある。その事柄とは、たとえ労働能力を持たず、資本-賃労働の関係に参加し得なくても、そのひとの生存権が保障されなければならない、とする規範意識である。つまり、ノージックに比してより広く、自己所有権保障と生存権保障との両立を正当化しようとしたわけだ。そして、その両立を必要視する規範意識の基底に置かれているのが、福祉給付が無ければ“極端に悲惨な目に陥る人がいる”ことへ向けての人道主義に拠って立つ考慮である [74頁]。

翻って小論では、リバタリアニズム主流の提唱する自己所有権を純粹に追求する方向によってでは、生存様態のとめどなき劣悪化をくい止めることができず、権利行使の実質面での空洞化を避けられない、ということを確認してきた。その確認を踏まえ、ヒレル・スタイナーに導かれつつ、各人のむきだしの自己所有権に代わるところの「保護された権利」という思考に拠って立つことで、所有権の在り方をめぐる正義をかたちづくるための礎石をつかみ取ることができたわけである。その理路を選び採らねばならないとするまさに理論上の覚識に照らすならば、いましがた採り挙げた、「両立を必要視する規範意識」というかたちでの森村の論立ては、安易であるだけでなく、規範理論の構築に必要な不可欠な論拠の提示という点での欠陥を呈しているように思われる。

〔結びに代えて〕

小論の試みたことは、〈権利〉が正義たり得るための条件を問い解明する、という究極的課題意識のもとで、その解明に歩み出すための最初の探求であった。その探求のための手がかりを、1960年代終期から1970年代前期に繰り広げられた「基本的人権論争」に見出そうとした。その論争の中から生み出されようとしたかに見て取られた、イデオロギー論としての深化を図る方向が、少なくともその可能性契機が、あらためて現時点で掬い取られるべきことを確認した。さらにその掬い取りを、リバタリアニズム左派による権利構

想に結び合うかたちで、為そうと試みた。

〈権利〉が正義たり得るための条件を問い解明する、という課題はもちろん、小論において果たされたとはとうてい言えず、解明のための緒だけを掴むことに留まっている。この試みを起点として、〈権利〉が正義たり得るための条件についての探求活動の今後の進展を、筆者にとっての切なる課題として、ここに銘記しておく。

註

- 1) このことから、基本的人権概念の根底に位置づく規範がリバタリアニズムに接続し得ることを、見て取れるであろう。
- 2) なお、ロールズの構想に向けての筆者による上記のような批判の対象化とは対照的な捉え方を示している、留意を促すにあたいする論考として、宮本雅也（2015年）「分配的正義における功績概念の位置づけ—ロールズにおける功績の限定戦略の擁護—」を挙げておこう。運の平等論に好意的な構えをひとたび見せはしても、最終的には、メリトクラシーを葬ることなき内実を以って正義原理を表示することになった、その思考回路を、説得性を蔵するかたちで論じている。
- 3) ここでスタイナーからの引用は、邦訳をそのまま用いている。これ以降の、スタイナーからの引用についても、同様である。
- 4) ここでリバタリアニズム主流の権原構想に対する修正事例として、森村進による議論の趣旨を採り挙げることにしたのは、井上彰による、森村への論評〔井上彰 2014〕に、触発されたことである。この論評では、森村著『リバタリアンはこう考える』から読み取れるリバタリアン構想の特質について、井上による分析が示されていて、示唆に富む。

文 献

- 芦部信喜（1968）「私人間における基本的人権の保障」東京大学社会科学研究所編『基本的人権1』
- 藤田勇（1971）「経済学と法律学」『社会科学の方法』24号
- 井上彰（2008）「正義論としてのリバタリアニズム—ヒレル・スタイナーの権利論—」『法哲学年報2007』
- 井上彰（2014）「多元主義的リバタリアニズムの哲学的正当化？—森村進『リバタリアンはこう考える』—」『思想』1079号
- Locke, John (1690) *Two Treatises of Government*, London (ジョン・ロック (鶴飼信成訳) (1968) 『市民政府論』岩波書店)
- 宮本雅也（2015）「分配的正義における功績概念の位置づけ—ロールズにおける功績の限定戦略の擁護—」『政治思想研究』15号
- 森村進（2013）『リバタリアンはこう考える』信山社
- Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books (ロバート・ノージック (嶋津格訳) (1994) 『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社)
- 岡田与好（1969）「「営業の自由」と、「独占」および「団結」」東京大学社会科学研究所編『基本的人権5』
- 岡田与好（1970a）「職業選択の自由と営業の自由(1)」『社会科学の方法』16号
- 岡田与好（1970b）「職業選択の自由と営業の自由(2)」『社会科学の方法』17号
- Rawls, J. (1971) *A Theory of Justice*, Harvard University Press (ジョン・ロールズ (川本隆史・福岡

〈「基本的人権」論争〉を再考する

- 聡・神島裕子訳 (2010) 『正義論』 紀伊國屋書店)
- Steiner, H. (1994) *An Essay on Rights*, Blackwell Publishers (ヒレル・スタイナー (浅野幸治訳)
(2016) 『権利論』 新教出版社)
- 高柳信一 (1968) 「近代国家における基本的人権」 東京大学社会科学研究所編 『基本的人権 1』
- 渡辺洋三 (1969) 「法学と経済学(I)」 『社会科学の方法』 12号
- 渡辺洋三 (1970) 「法学と経済学(II)」 『社会科学の方法』 14号
- 山之内靖 (1971a) 「法哲学批判と経済学批判(I)」 『社会科学の方法』 24号
- 山之内靖 (1971b) 「法哲学批判と経済学批判(II)」 『社会科学の方法』 26号
- 山之内靖 (1973) 「「基本的人権」論争によせて」 山之内 『社会科学の方法と人間学』 岩波書店